

第 6 回 J A S 制度のあり方検討会で委員から出された意見

1. 品質表示の適正化に向けた J A S 制度の対応方向

(1) 事業者の積極的な情報開示を促進することについて

「消費者等が知りたい情報は何でも開示」という方向ではなく、企業秘密やノウハウの部分の保護にも配慮すべき。商品の品質に寄与する情報であれば開示させるのは理解できるが、何でもディスクローズすればよいというものではない。

任意の表示事項を認証するのは良い制度だと思う。例えば、生産情報公表牛肉の J A S 規格は、給餌や投薬のノウハウを公開するというよりも、どのような飼料や動物用医薬品を与えたか、といういわば当たり前の情報に信頼性を与えるものと考えられる。登録認定機関にも I S O ガイド 6 5 に基づき機密保持が課されることになるので心配ないと思う。

情報開示の 3 つの枠組みの中で、表示内容を認証する J A S 規格については、まだ生産情報公表牛肉のみであり、他の 2 つの枠組みと比べて、極端に対象が狭いのではないか。今後、表示内容を認証する J A S 規格の対象の拡大を検討してほしい。

現行の J A S 規格及び個別品質表示基準についても、その歴史・経緯等もあり、極力重視してほしい。

(2) 品質表示基準の対象となる表示形態の拡大について

店舗販売でなくチラシを見て注文する共同購入において、表示について要望のある内容は人それぞれであり、表示スペースの問題もある。原材料表示も、初登場の商品についてはカタログに記載しているが、何回も登場する商品について、毎回掲載するのは苦しい。また、表示すべき情報の内容、提供方法についても精査が必要かと思う。

オーディオ製品等の電気製品のカタログには商品情報が非常に詳しく記載されている。食品のカタログでも、詳しい商品情報があったほうが良い。商品の詳細について、情報が得られないまま購入する消費者がリスクを負うのはどうかと思う。

広告一般に規制が広がるようなことがないかが懸念される。インターネット販売等については、メーカーによる自主規制で十分ではないか。通信販売を利用するお客様は、ある程度の商品知識を持っていると思われ、問い合わせ先のフリーダイヤルも準備し、番号を記載してある。

インターネット販売等の場合、食品自体に貼ってある表示の意味がなくなってしまう。提案されているホームページやカタログ等の表示ルール

は、広告一般への規制ではなく、食品自体に貼ってある表示に代わるものへのルールとして理解できる。不当景品類及び不当表示防止法（以下「景表法」とする。）との関係では、同法が任意表示事項に関する優良誤認を避ける消極的な規制であるのに対し、JAS法は、最低限の情報提供を義務付ける積極的な規制である。また、消費者契約法との関係では、同法は一般法、JAS法は食品等への特別法と考えられると思う。

表示に関する規制のつもりが、広告の規制となることがないように、表示と広告の違い、義務表示事項と任意表示事項の違いについて、具体的なイメージを共有できるように整理しておくべき。

媒体特性による表現手法の相違、実行可能性等から、現行の品質表示基準の考え方をそのまま適用することができるか検討する必要がある。

（３）事業者が表示を行う際に根拠書類の保持を義務付けることについて

納得のできる方向性だ。納豆や豆腐で「厳選大豆を使用」等の表示がなされている例があるが、加工業者は、原料大豆の生産者からそのような表示の根拠となる書類を入手する仕組みとするほうがよい。加工業者にとって、消費者等からの問い合わせに対応するためにも必要であろう。

メーカーとしても、表示を行う際に根拠は必須だ。実際、流通・小売業者から厳しく根拠を求められており、あえて法的に義務付けなくてもよいのではないか。手抜きをすれば致命傷となるのは、事業者の規模によらず同じことであるが、中小事業者の事情も考慮し、あまり細かなところまで義務化するのには慎重に考えてほしい。

方向性としては賛成だが、業者の負担を考えると、義務付けは制度目的を達成するのに必要な範囲及び程度に限定すべき。食品衛生法においても、記録の作成・保存について、大規模事業者は「記録の作成・保存に可能な限り努める」とこととされ、中小事業者は「記録の作成・保存が期待される」とされていることから、JAS法でも、対象となる食品、すなわち事業者向けに販売する原材料も含まれることになるのかといった点や事業者の規模について、実態を踏まえたきめ細かな対応をお願いしたい。

根拠書類としては、DNA鑑定の結果のような大げさなものではなく、納品伝票に「国産大豆」等と記載する程度のシンプルなものでよいのではないか。加工業者は「有機」「国産」等の原料を使用した旨の表示の根拠を残し、原料生産者は納入業者に対して根拠を示すことを習慣づける意味で、重要だと思う。

流通の立場としても、表示の根拠書類は、お客様からの問い合わせ対応に必要なものである。実際、有機については書類が大部になり、保存に苦労している。取引先との関係もあるが、実行可能な体制で根拠保持を

実施していく方向である。

一般的に、情報の真正性を担保するためには、根拠書類の保持は基本的な責務である。どこまで詳細な根拠の保持を義務付けるかについては、議論があろうかと思う。

根拠書類の保持は、自らの襟を正す意味で必要だと思う。店頭に並んでいる間は保持、という段階から実施していくことが大切であり、その範囲において賛成である。

消費者としても、根拠書類の保持は賛成である。消費者と事業者の信頼関係を築いていければ（保持は不要か）とも思うが、現実には生産から消費までの関係が複雑になっており、世の中の流れとして必要だと思う。メーカーが根拠書類を持つことが、消費者の信頼・安心につながるため、ぜひお願いしたい。

景表法に根拠書類の保持について厳しい規定があり、飲食料品にも景表法が適用されれば根拠書類が押さえられるのではないか。

2. 登録外国認定機関の登録に係る同等性要件の撤廃について

基本的にはこの方向で賛成。しかし、登録外国認定機関は外国にあるので、その適正な運営や監督をどのように確保するのが問題。

同等性がある国であるかどうかにかかわらず、登録外国認定機関が適正な運営を行っているかどうかをしっかりと審査するのなら、同等性のない国の機関を認定しても問題ないと思う。

同等性要件を撤廃することで、国際的な認証ビジネスの幅が広がってくるだろう。